

# 軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

中間市保健福祉部介護保険課

介護（予防）福祉用具貸与については、介護度が要支援1、要支援2、要介護1（自動排泄処理装置は要介護2・3を含む）〔暫定ケアプラン作成時を含む〕の軽度者に該当する場合、その状態像からは利用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊検知機器」、「移動用リフト（つり具部分を除く）」、及び「自動排泄処理装置（要介護2・3も含む）」は、原則として算定はできないこととなります。

但し、介護認定基本調査の直近の結果から、その状態像により利用が想定される場合や、医師の医学的所見に基づき判断を行い、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具の貸与が特に必要であると確認された場合については、市町村が書面等確実な方法により確認を行うことで、その要否を判断することができるとした、例外規定が設けられており、本市の場合、次のとおり取り扱うこととしていします。

## 1. 例外給付の確認方法

### ① 認定調査結果に基づく場合（表1参照）

要介護（支援）認定の訪問調査項目に表1に定義する状態の記載が行われている場合

### ② 医師の医学的な所見に基づき、中間市が書面等により確認を行い要否を決定する場合（表2参照）

## 2. 例外給付の対象となる福祉用具

- (1) 車いす及び車いす付属品
- (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- (3) 床ずれ防止用具
- (4) 体位変換器
- (5) 認知症老人徘徊感知機器
- (6) 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- (7) 自動排泄処理装置

### 3. 具体的な調整及び手続きについて

福祉用具貸与についての例外給付の適用を受けるためには、担当ケアマネジャー等により、適切に居宅サービス計画書の作成が行われる必要があります。

#### (1) 認定調査結果に基づく場合

【表 1】

対象外種目	状態像	認定調査の結果
(ア) 車いすおよび 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 ※1
(イ) 特殊寝台および 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
(ウ) 床ずれ防止用具 および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
(エ) 認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)(2)の双方に該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (2) 移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、または 3-2~7のいずれか「2. できない」 または 基本調査3-8~4-15のいずれか「1. ない」以外 ・その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  2-2「4. 全介助」以外
(オ) 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (注)昇降座椅子については「移乗」で判断すること (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」または「4. 全介助」  ※2
(カ) 自動排泄処理装置	次の(1)(2)の双方に該当する者 (1) 排便に全介助を必要とする者 (2) 移乗に全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

※1に該当する場合、基本調査結果に適用する項目がないため、主治医の意見の確認を行いサービス担当者会議等を通じて、適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断してください。

※2移動用リフトの貸与を実施する場合については、申請が必要です。

## 実施の手順

- ① 【表1】に掲げる状態に該当する場合、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより担当ケアマネジャーが福祉用具貸与の判断をしてください。
- ② 担当ケアマネジャーは、例外給付に該当する種目の福祉用具貸与の検討を行う場合、その必要性を適切な期間で評価し、居宅サービス計画を見直す都度、その記載された必要な理由について見直しを行うようにしてください。

### (2) 医師の医学的な所見に基づき、中間市が書面で、要・否の確認を行う場合

軽度者であって【表1】に該当しない場合において、下記の【表2】のⅠ)～Ⅲ)までのいずれかに該当することが、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合については、中間市へ軽度者福祉用具貸与の例外給付の申請を行い、確認を行うことで、その要否の判断を行うことになります。

【表2】

	該当項目	例 (※)
Ⅰ)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に、「【表1】に記載される福祉用具が必要な状態」に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
Ⅱ)	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに「【表1】に記載される福祉用具が必要な状態に該当するに至る」ことが確実に認められる者	がん末期の急速な状態悪化
Ⅲ)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「【表1】に記載される福祉用具が必要な状態に該当する」と判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※ → 【表2】には想定される状態像の一例を掲載したもので、この他にも該当する事例は多数あります

## 手続きの手順

- ① アセスメントを実施し、その必要性を確認してください。
- ② 利用者の意向及びアセスメントで確認した内容を基に課題分析を行い、必要な福祉用具等の検討を行います。この際、例外給付の対象となる福祉用具をケアプランに位置付ける必要がある場合であって、認定調査結果により貸与の対象とならない場合には、医師の診断における医学的所見に基づき貸与を決定することとなります。
- ③ 医師の診断に基づく医学的所見の確認については、医師との面談による聞き取り内容の記録（サービス担当者会議の記録又は支援経過記録等に記載する）、若しくは医師から書面による意見の確認を行うようにしてください。  
また、主治医の意見書や医療機関からの診療情報提供書等に例外給付が必要となる医学的所見の記載が行われていれば、それらを用いることも可能です。

### 【留意事項】

医師からの医学的所見の聞き取り内容を記録する場合、「いつ、何処で、誰に、何について、どのような内容を聞き取ったか」について具体的に整理するとともに、医師からは、「療養に係る具体的な内容及び当該福祉用具貸与が必要な理由」について確認を行うようにしてください。医師より、例えば「特殊寝台が必要」のみの意見の確認では、要否の確認を行うことができません。「〇〇〇〇（留意事項の具体的な内容）により、特殊寝台が必要と思われる」等、具体的な内容を聞き取るようにしてください。

- ④ 「軽度者福祉用具貸与の例外給付に関する申請書」に必要事項を記載のうえ、提出してください。（地域包括支援センターからの委託で、介護予防サービス計画の担当を行う利用者については、提出前に担当の地域包括支援センターの確認を受けてください。）
- ⑤ 中間市では申請書に「可」「不可」の確認結果を記載し、申請者（地域包括支援センターからの委託プランの場合、申請者及び委託元の地域包括支援センター）宛てに電子メールで通知を送付いたします。
- ⑥ 医師の意見及び中間市からの確認結果を参考に、適切なケアマネジメントにより居宅（介護予防）サービス計画書原案を作成し、サービス担当者会議で最終的な調整を行うようにしてください。
- ⑦ 作成した居宅（介護予防）サービス計画書原案の内容について、利用者家族へ説明を行い同意を得たうえで、貸与を開始してください。
- ⑧ 担当ケアマネジャーは、モニタリングの際に利用状況、その効果及び必要性を確認し、状態の改善等により貸与の必要がないと判断した時点で、例外給付対象品目の貸与を終了してください。
- ⑨ 居宅（介護予防）サービス計画書の見直しの頻度で、居宅（介護予防）サービス計画に記載された、福祉用具貸与の例外給付に該当する種目の福祉用具貸与の必要な理由を確認してください。
- ⑩ 居宅（介護予防）サービス計画書の見直しの際、継続して福祉用具貸与の例外給付に該当する種目の福祉用具貸与が必要と判断された場合については、その必要な理由を確認し、居宅（介護予防）サービス計画に位置付けることが必要です。

#### 【留意事項】

- 軽度者福祉用具貸与の例外給付に関する申請については、申請書確認の時点で「貸与否」と判断される場合もあります。あらかじめ利用者自己負担になる場合についての説明をお願いします。
- 要支援1、要支援2の認定で地域包括支援センターからの委託で介護予防サービス計画を作成していた居宅介護支援事業所は、その利用者が介護認定の更新等の結果、要介護1の認定を受け、直接居宅サービス計画を作成することとなり、福祉用具貸与の例外給付に該当する種目の福祉用具貸与の継続が必要と判断された場合については、改めて中間市へ「軽度者福祉用具貸与の例外給付」に係る申請を行う必要があります。
- 担当する居宅介護（予防）支援事業所に変更があった場合、及び要介護認定基本調査資料の確認により「認定調査結果に基づく場合」に該当し福祉用具の例外給付に該当していた利用者が、介護認定の更新等で「医師の医学的な所見に基づき、中間市が書面で、要・否の確認を行う場合」に変更になった場合については、新たに「軽度者福祉用具貸与の例外給付に関する申請」を行う必要があります。
- 軽度者福祉用具貸与の例外給付に関する申請の対象となる場合において、その申請が行われず貸与が実施された場合については、貸与を実施された期間において請求の見直しをお願いします。

## 例外給付申請の対象となる福祉用具

- ・特殊寝台・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（昇降座椅子）
- ・自動排泄処理装置（※ 要介護2・3の人も申請の対象になります。）

## 提出書類

- ① 様式1「軽度者福祉用具貸与の例外給付に関する申請書」
  - ② サービス担当者会議の記録
  - ③ 医師の意見を聴取した記録
- ※ 医師の意見を聴取した記録については、軽度者福祉用具の例外給付に関する医学的 所見（参考様式）の他、主治医等と面談により聞き取った内容を担当ケアマネジャーが支援経過等に記録したもの、又は主治医の意見書、診療情報提供書等でも可能です。

## 注意事項

- ① 「軽度者福祉用具貸与の例外給付に関する申請書」に記載もれないようお願いいたします。
- ② 直近の医学的所見に基づいた判断となりますので、定期的に受診されていることが前提となります。
- ③ 主治医に医学的な所見を求める場合においては、必ずしも（様式3）の書面で求める必要はありません。医師より書面で意見を求める場合、文書料が発生する場合があります。利用者負担を軽減するためにも、医師との面談で意見を求めるほか、電子メール、FAXによる照会や医療機関スタッフを介して文書照会（サービス担当者会議の要点を用いた照会）、または、医師へ電話によって意見を聴取する方法も検討してください。この場合の記録は支援経過記録等の様式を活用してください。
- ④ 申請書類の不備や具体的な記載がない場合には、申請書類の「差し戻し」や貸与について「不可」の判定を行う場合があります。
- ⑤ 申請が行われた福祉用具の内容に、利用者の状態像から明らかに過剰な貸与内容が認められる場合については、例外給付の確認内容に「一部制限」や「不可」の判定を行なう場合があります。
- ⑥ 確認結果が「可」の場合、特段の事情がない限り、申請日（中間市が申請書類を受理した日）より例外給付の対象となります。

## 提出先及提出方法

提出の際には、中間市保健福祉部介護保険課給付係宛に事前に連絡し、来所時間を調整のうえ直接提出をお願いします。

〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号 中間市保健福祉部介護保険課給付係  
電話 093-246-6283・FAX 093-244-0579

※ 中間市、遠賀郡、八幡西区、八幡東区、若松区、直方市、鞍手町以遠の地域に所在する居宅介護支援事業所等については、郵送対応も可能です。